

## 手話通訳（準支援員）チャレンジ派遣制度の実施状況について

### 1. 制度の目的及び開始時期について

本市の派遣制度における登録手話通訳者の伸び悩みが課題となっていることから、登録条件の一つである手話通訳者全国统一試験合格につなげるため、一定のレベルに達している養成講座修了者に対し、手話通訳としての活動機会や場を提供することで、通訳技術や意欲の向上を図るもの。

開始時期は令和5年11月1日とした。

### 2. 対象者の募集方法などについて

- ・ 平成30年度から令和4年度の通訳Ⅱ及び通訳Ⅲ修了者49人に電話連絡を行った。
- ・ うち41人と連絡が取れ、制度説明を行い、最終的に応募があった12人に対し、尼崎市聴力障害者福祉協会が面接（※）を実施した。  
※ 手話通訳の技術という面ではまだまだ未熟な人もいたが、『諦めずに伝えようとする意志があるかどうか』などを評価のポイントとした。
- ・ 結果、9人が合格となり、準支援員として登録した。

### 3. フォロー体制について

- ・ 前回の協議会（令和5年8月9日開催）において、準支援員制度の利用者向けアンケートについては、先輩通訳者が同行するなどフォローアップするべきではないかという意見があった。
- ・ 尼崎市聴力障害者福祉協会と協議の結果、アンケートについては見送りとし、尼崎市聴覚障害者コミュニケーション支援センターのコーディネーター（調整がつかない場合は本市設置手話通訳者）が同行し、必要に応じて利用者の感想などを確認することとした。
- ・ なお、養成の一環という観点を重視し、準支援員の受け止め方にも留意しながら、場面の調整も含めた通訳技術向上につながるアドバイスをを行う。

### 4. 利用実績・今後の見込みなど

- ・ 制度開始が11月1日にずれ込んだ影響もあり現時点で実績はない。
- ・ 過去に開催された生涯学習プラザでの講座などを例に相談はあったが、現時点で具体的な利用申し込みはない。

以 上